

議案第 2 1 号

南あわじ市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘



南あわじ市条例第 号

南あわじ市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

南あわじ市固定資産評価審査委員会条例(平成17年南あわじ市条例第72号)  
の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「第4条第3項」を「第4条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



南あわじ市固定資産評価審査委員会条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第3条 略                      (審査の申出)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）<u>第4条第3項</u>に規定する書面を添付しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>第5条以下 略</p>	<p>第1条～第3条 略                      (審査の申出)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）<u>第4条第2項</u>に規定する書面を添付しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>第5条以下 略</p>	

